

資料編

千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱

平成6年4月20日

市長決裁

千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉を取り巻く様々な環境の変化に対応した保健福祉の推進に当たり、総合的に調査、研究し、もって市民の福祉増進を図るため、千歳市保健福祉調査研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について調査、研究し、意見を具申するものとする。

- (1) 保健、福祉等の市民福祉に関すること。
- (2) その他市民福祉の増進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、22人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体を代表する者
- (3) 市長が別に定めるところにより公募で選考した者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、補充により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は委員の補充以外の理由により新たに委嘱される委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、他の委員の任期の満了日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、関係機関等に職員の出席を要請することができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委員長への委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月20日から施行する。
- 2 千歳市福祉調査研究委員会設置要綱（平成4年1月14日市長決裁）は廃止する。

附 則（平成9年6月11日）

この要綱は、平成9年6月11日から施行する。

附 則（平成10年6月19日）

この要綱は、平成10年6月19日から施行する。

附 則（平成14年11月21日）

この要綱は、平成14年11月21日から施行する。

千歳市保健福祉調査研究委員会委員名簿

別紙

千歳市保健福祉調査研究委員会委員名簿

(任期 令和4年12月1日から令和6年8月31日まで)

選出区分	選出機関・団体等	役職等	氏名
知識及び経験を有する者 (要綱第3条第2項第1号)	千歳医師会	理事	尾谷 浩
	千歳市歯科医師会	総務	山崎 厚
	北海道千歳リハビリテーション大学	学部長	信太 雅洋
保健福祉関係機関、 団体を代表する者 (要綱第3条第2項第2号)	千歳市社会福祉協議会	副会長	齊藤 元彦
	千歳市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	松本 祐希子
	ちとせの介護医療連携の会	システム情報管理課係長	坂本 大輔
	千歳市老人クラブ連合会	副会長	長崎 由春
	千歳身体障害者福祉協会	顧問	伊東 ミツ子
	千歳市手をつなぐ育成会	監査	木村 千秋
	千歳市母子会	会長	大廣 奈津子
	千歳市女性団体協議会	運営委員	皆木 尚美
	千歳市町内会連合会	副会長	荒 洋一
	千歳市赤十字奉仕団	福祉部長	水上 るみ子
公募で選考した者 (要綱第3条第2項第3号)	一般公募		山本 邦江
	一般公募		菅原 しおり
市長が必要と認める者 (要綱第3条第2項第4号)	千歳市社会教育委員の会議	委員	丹波 泰哉
	千歳商工会議所女性会	副会長	太田 千鶴子
	千歳市私立幼稚園連合会	認定こども園 千歳第2幼稚園 園長	中野 円
	千歳市私立保育所連合会	社会福祉法人千歳洋翔会 あんじゅ認定こども園 園長	亀浦 正幸

千歳市保健福祉推進委員会設置要綱

平成14年1月23日
市 長 決 裁

千歳市保健福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 市における保健福祉に係る各種施策を総合的かつ有機的に推進するため、千歳市保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) 障がい者計画に関すること。
- (5) 障がい福祉計画に関すること。
- (6) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (7) 健康増進計画に関すること。
- (8) 食育推進計画に関すること。
- (9) 障がい児福祉計画に関すること。
- (10) 自殺対策計画に関すること。
- (11) その他保健福祉等に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は保健福祉部長を、副委員長は子ども福祉部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員及び運営に関する事項は、保健福祉部長が別に定める。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年1月23日から施行する。
- 2 千歳市高齢者福祉推進委員会設置要綱（平成10年5月15日）は、廃止する。

附 則（平成14年10月3日）

この要綱は、平成14年10月3日から施行する。

附 則（平成16年4月16日）

この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

附 則（平成17年4月27日）

この要綱は、平成17年4月27日から施行する。

附 則（平成20年7月10日）

この要綱は、平成20年7月10日から施行する。

附 則（平成24年6月21日）

この要綱は、平成24年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

附 則（平成30年3月26日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

別 表

保健福祉推進委員会の構成

所 属	保健福祉推進委員
企画部	次長
次世代半導体拠点推進室長	次長（総務・企画担当）
	次長（事業調整担当）
総務部	次長（総務・財務担当）
	次長（組織・人事担当）
市民環境部	次長
	環境センター長
保健福祉部	部長〈委員長〉
	次長（福祉・救急医療担当）
	次長（保健担当）
こども福祉部	部長〈副委員長〉
	次長
産業振興部	次長
	産業支援室長
観光スポーツ部	次長
建設部	次長
市立千歳市民病院事務局	次長
消防本部	次長
教育部	次長

千歳市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成17年12月7日

市長決裁

千歳市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 千歳市が設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の公正性及び中立性を確保し、その適正な運営を図るとともに、各日常生活圏域で実施する地域密着型サービスに関する必要な事項について協議するため、千歳市地域包括センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更

ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所

オ その他運営協議会がセンターの公正性及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの運営に関すること。

ア 運営協議会は、毎年度ごとに、センターから次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ウ) その他運営協議会が必要と認める書類

イ 運営協議会はアの事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的又は必要とときに、事業内容を評価するものとする。

(ア) センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか。

(イ) センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか。

(ウ) その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

(3) センターの職員の確保に関すること

運営協議会は、センター職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員及び地域の関係団体との間での調整を行う。

(4) その他の地域包括ケアに関すること

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事務を行う。

(5) 地域密着型サービスに関すること

(ア) 地域密着型サービスの指定に関すること

(イ) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること

(ウ) 地域密着型サービスの質の確保及び運営評価に関すること

(エ) その他地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項

(構成員等)

第3条 運営協議会は次に掲げる者を委員として市長が選定し、委嘱する。

(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者、職能団体等

(2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者及び介護保険の被保険者

(3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を行う関係者

(4) 地域ケアに関する学識経験を有する者

2 運営協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見の聴取)

第5条 運営協議会は、必要に応じて地域包括支援センターで行う業務に関する専門の知識を持った者又は関係者に対し、出席を依頼し、これらの者の意見を聴取することができる。

(運営協議会)

第6条 運営協議会は、必要に応じ会長の招集により開催する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、千歳市のセンター担当課に置く。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月15日から施行する。

千歳市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

所属	役職等	氏名
一般社団法人千歳医師会	副会長	古泉 圭透
千歳市ケアマネジャーの会	会員	丹野 三和子
特定非営利活動法人ちとせの介護医療連携の会	副会長	及川 進
千歳市老人クラブ連合会	会長	佐々木 昭男
千歳市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	山田 孝子
千歳市障がい者総合支援センターChip	センター長	竹内 哲
社会福祉法人千歳市社会福祉協議会	副会長	神子 文雄
藤女子大学人間生活学部人間生活学科	教授	若狹 重克

パブリックコメントの結果概要

【意見募集の集計結果】

1	案 件 名	千歳市高齢者福祉計画・第9期千歳市介護保険事業計画(素案)	
2	意見募集期間	令和5年12月18日(月)～令和6年1月19日(金)	
3	意見の件数 (提出者数)	3件(1人)	
4	意見の取扱い (対応内容の分類)	① 案を修正するもの	一件
		② 既に案に盛り込んでいるもの	一件
		③ 今後の参考とするもの	一件
		④ 意見として伺ったもの(案件に直接関係がないため)	3件
5	意見の受け取り方法	電子メール	一人
		郵送	一人
		ファクシミリ	一人
		意見箱	一人
		直接持参	一人

【市民意見等の概要とそれに対する市の考え方】

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
1	歩道が斜めになっているため、高齢者や車椅子を利用している方にとって、歩行が大変である。水はけも良く、歩行にも良い歩道にしてほしい。	1	分類～④ 意見として伺ったもの バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した道路づくりについては、千歳市第3期都市計画マスタープランにおいて市として推進していくこととしております。 本計画は高齢者福祉施策及び介護保険についての計画でありますので、掲載しておりません。
2	高齢者が温泉で滑って怪我をする場合がある。脱衣所から湯船までの間に「手すり」があると良いと思う。支笏湖の温泉業者に指導してほしい。	1	分類～④ 意見として伺ったもの ご意見につきましては、温泉等商業施設の設備に関する内容でありますので、ご意見として伺うとともに、関係部署に情報提供させていただきます。
3	市民の意見を聞くことについて、高齢者は字を書くのが大変なため、一定期間に電話で受付できるようにしてほしい。	1	分類～④ 意見として伺ったもの パブリックコメントに寄せられる意見につきましては、客観的な記録を残すため、提出者からの電子メール又は書面に限定しておりますが、このたびのご意見につきましては、関係部署に情報提供させていただきます。

用語解説

本計画の記載内容のうち、主に介護に関連した用語の解説は以下のとおりです。

《あ行》	
IADL	買い物、調整、洗濯、電話、薬の管理、財産管理、乗り物等の日常生活上の複雑な動作（手段的日常動作）のことです。
NPO	Non-Profit Organization の略です。民間の非営利組織で、ボランティア団体等の市民活動団体や公益を目的とした公益法人、社会福祉法人、医療法人、福祉公社等の営利を目的としない団体です。
《か行》	
介護予防・日常生活支援 総合事業	市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業です。
機能訓練	疾病や負傷等により心身の機能が低下している人に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練のことです。訓練の内容としては、歩行、起き上がり等の基本動作の訓練、レクリエーション等（社会的機能訓練）があります。
協議体	互助を中心とした地域づくりを住民主体で進めるために、助け合い活動をともに創出し、充実させていく組織のことです。
介護予防支援・居宅介護 支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めたケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行います。介護保険施設へ入所する場合は施設への紹介等を行います。
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が在宅で介護を受ける人の自宅を訪問し、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために歯磨き指導や入れ歯の洗浄など、日常の健康管理チェックを行います。
看護小規模多機能型居宅 介護	地域密着型サービスの1つで、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせたサービスです。家庭的な環境のもとに行う、通い・訪問・宿泊のサービスを提供します。
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい要介護認定者のための施設です。入所により、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話などを行います。

介護老人保健施設 (老人保健施設)	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。利用者の状態に合わせたケアプラン（施設サービス計画）に基づき、医学的管理のもとで、リハビリテーション、看護、介護、その他の必要な医療、日常生活上の世話などを行います。
介護医療院	長期的な医療的と介護ニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の医療機能と、「生活施設」としての介護機能を兼ね備えた施設です。
《さ行》	
住宅改修費	手すり取り付け、段差解消、滑り止め、和式便器から洋式便器への取り換え等住宅改修を行った場合に改修費を支給します。
小規模多機能型居宅介護	利用者のニーズや希望などに応じ、通い・訪問・宿泊のサービスを柔軟に組み合わせて、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練などを行います。
《た行》	
団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期（昭和 22 年から昭和 24 年頃）に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされています。
地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議です。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の 5 つの分野で一体的に受けられる支援体制のことです。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。
チームオレンジ	本人・家族を含む地域サポーターと多職種の地域サポーターのチームのことです。認知症サポーターが正しい理解を得たことを契機に自主的に行ってきた活動をさらに一歩前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための取組を行います。
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどに自宅から通所してきた利用者に対し、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

通所リハビリテーション (デイケア)	医療機関や介護老人保健施設などに自宅から通所してきた利用者に対し、日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所してもらい、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練などを行います。
短期入所療養介護	介護老人保健施設、介護医療院などに短期間入所してもらい、介護予防を目的として、医療や看護、機能訓練、介護、その他の日常生活上の世話などを行います。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している要介護認定を受けた利用者に対し、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の必要な日常生活上の世話などを行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。
地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員 29 人以下の地域密着型特定施設に入居している利用者に対し、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の必要な日常生活上の世話などを行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が 29 人以下の地域密着型介護老人福祉施設に入所している利用者に対し、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話などを行います。
地域密着型通所介護	利用定員が 18 人以下の小規模のデイサービスセンターなどに自宅から通所してきた利用者に対し、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の必要な日常生活上の世話や生活機能訓練などを行います。

《な行》	
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を持続することができるようにするため、市町村内にいくつか設定される生活圏域です。
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者に対し、共同生活を営む住居において、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話などを行います。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、指定された施設において食事・入浴・排せつ等の介護、その他の必要な日常生活上の世話や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練などを行います。
《は行》	
訪問介護 (ホームヘルプ)	訪問介護員(ホームヘルパー)が介護を受ける人の自宅を訪問し、食事・入浴・排せつ等の介護や、調理、洗濯、買い物、掃除等の家事などを行います。
訪問入浴介護	在宅にて介護を受けている人が、自宅浴室等での入浴が困難な場合に、巡回入浴車で各家庭を訪問し、居間等での入浴及び介助を行います。
訪問リハビリテーション	心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けることを目的として、理学療法士、作業療法士等の専門職が自宅を訪問してリハビリテーションを行います。
福祉用具貸与	できる限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、福祉用具をレンタルできるサービスです。
福祉用具購入費	福祉用具のうち、入浴や排せつの際に用いられる等、貸与にはなじまないもの(これを「特定福祉用具」という)を販売します。
訪問看護	在宅で介護を受ける高齢者等に主治医の指示に基づき看護師等を派遣し、病状の確認や医療処置を行います。
《や行》	
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問介護サービスと、通報に応じて随時来てもらうサービスを組み合わせて利用する訪問介護サービスです。

千歳市高齢者福祉計画・第9期千歳市介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月発行

発 行 千歳市
編 集 千歳市保健福祉部高齢者支援課
〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
電話：0123-24-0295 F A X：0123-23-6700
メール：koreishien@city.chitose.lg.jp

